

## 学校生活のきまり

- 1 登下校 登下校の時間は以下の通りとする。  
○通常の登校：午前8時～8時30分の間（3年を除く）  
8時以前は、校舎内への立ち入りはできない。  
下校：すべての活動は午後5時まで。午後5時30分には校門を出ること。  
○部活動の登校：早朝活動での午前8時以前の登校は、可とする。  
毎週定例の部長会で部活動届を提出する。  
顧問不在の場合は活動できない。  
下校：延長活動は午後6時まで。午後6時30分には校門を出ること。  
特別延長活動(認められた部活動)は、午後8時には校門を出ること。  
毎週定例の部長会で部活動届を提出する。  
顧問不在の場合は活動できない。  
○学校行事の登下校については、生活指導部が決定する。  
2 服装・頭髪の規定  
○通学には制服を着用する。  
○男子制服  
冬 服 指定のブレザー、スラックス  
Yシャツ（無地の白）  
指定のネクタイ  
夏 服 指定のスラックス

## Yシャツ（冬服に準ずる）

- 女子制服  
冬 服 指定のブレザー、スカートまたは、オプショソンのスラックス（正装はスカート）  
ブラウス・Yシャツ（無地の白で衿つきのもの）  
指定のネクタイまたは、オプショソンのリボン（正装はネクタイ）  
夏 服 指定のスカート、またはオプショソンのスラックス  
ブラウス・Yシャツ（冬服に準じる）  
○バジ 男女ともブレザーの左衿につける。  
○夏服の着用期間は原則として、6月～9月とする。  
○夏服の期間と生活指導部の定める移行期間以外は、ネクタイ・リボンを着用し、ブレザーを着用する。  
○学校指定以外のネクタイ・リボンの着用は禁止する。  
○ジャージ、パーカー、ジャケット、ジャンパー、ハーフパンツ、スウェットの着用は禁止する。  
○ブレザーの下に着用するセーターやカーディガン、コートの色については黒・白・紺・紺・ベージュ・グレーの5色で無地のものとする。  
○女子のスカーートは、折って着用したり、切る、短く縫うなどの加工をしないこと。（スカート丈はひざ丈です。）切る、短く縫うなどしたら再購入になります。  
○履き物

本校舎内・・・指定の上履き

体育館・・・指定の体育館履き

○休業中及び休日登校の際も指定の制服を着用すること。

○指定の制服以外（カラーシャツ、ポロシャツ等）での登校は、再登校指導となる。

○頭髮について 頭髮は地毛であること。染色（カラーシャンプー、カラーリンス、カラートリートメントの使用も禁止）・脱色・加工（パーマ・そり込み・編み込み・エクステ・モヒカンなどふさわしくなく髪型等）は指導の対象とする。度重なる指導にも関わらず、改善が見られない場合には、再登校指導とする。

○装飾品について ピアス・ネックレス・ブレスレットなどの装飾品は禁止とする。

○化粧（色つきのリップ、グロス等も含む）・つけまつげ・マニキュア・ネイル等は禁止とする。

3 諸届けとその方法

a 次のような場合、必ず届出を必要とする。

・遅刻、早退、欠席、欠課、外出、異装等をする場合。

・遅刻：事後届出 教科担任に（大幅に遅れる場合は学級担任に事前にも）

・早退：事前届出 学級担任に

・欠席：事前連絡（電話その他）学級担任に及び事後届出 学級担任に

・欠課：事前届出 学級担任に

・外出：事前届出 学級担任に

・異装：やむなく、きままりと異なる服装をする場

合、事前届出 学級担任に

b 下校時間延長、公欠、物品遺失（拾得）、対外活動、休日登校、旅行等をする場合は、所定の用紙によって届出を必要とする。

・下校時間延長：1 登・下校参照

・公欠：対外試合その他で公欠する場合、顧問、担任の許可が必要。

・物品遺失・拾得：落し物並びに拾い物をした場合、生活指導部に届け出る。

・対外活動、休日登校：1 週間ごとに部長会で生活指導部に届け出る。顧問、担任が必ずつく。

・旅行：保護者の許可を添えて学級担任に届け出る。

・学生生徒旅客運賃割引証（学割）を必要とする場合。

・学割：特別の場合の他は休業、休学中のみ。経営企画室窓口に申し出て指示に従うこと。保護者・HR担任の承諾印が必要。

4 事故その他

○事故 学校生活中事故が生じた場合はできるだけ速やかに担任、顧問、その他の教員に届ける。

○破損 施設等を破損した場合は必ず担任、顧問に届ける。なお、机、椅子、ドア等の故意による破損、かべ等の落書は厳に慎み公共物を大切にす

る。

る。

る。

る。

る。

○貴重品管理、盗難  
貴重品や必要以上の大金は持ってこない、持って  
きた場合は各自責任をもって保管する。特に教室、  
更衣室、部室などに絶対に貴重品を放置しない。  
なお、盗難にあった場合、すぐ生活指導部に届け  
る。

○携帯電話  
授業前に電源を切り、カバンに携帯電話をしまい  
授業を受ける。机にある、使用した場合は没収  
します。

○掲示物  
生徒会役員又は担当の教員に届け、印をもらって  
から掲示する。  
・内容は他人の名誉と人権を尊重する精神に、は  
ずれぬものであってはならない。責任者の記名  
が必要となる。

物品購入先一覧

品名	購入先	住所・連絡先
制服・ ネクタイ 等	ムサシノ商店 吉祥寺店 ユニフォームスタジオ 調布店	TEL 0422-21-3711 FAX 0422-21-2844 TEL 042-490-9055 FAX 042-490-9056
体育着 体育館履き 上履き	高橋運動具店	府中市菅西町1-12-1 TEL 042-362-3711 FAX 042-360-1924

教科書	真光書店	調布市堀田1-36-8 TEL 042-487-2222 FAX 042-444-7277
柔道着	ハット 八幡武道具	渋谷区上原1-47-2 TEL 03-3460-8241